

令和6年度 事業計画

1. 司法書士を取り巻く社会情勢

令和4年8月3日に150周年を迎えた司法書士制度は、新たな歩みを始めています。これまでも司法書士は、時代によって変化する法的需要に応えつつ市民に寄り添い、社会活動をしてきました。司法書士制度も、これまでの長い歴史の中、様々な社会情勢の変化に応じた制度改革の中、法改正がなされ現在に至っています。令和2年8月1日施行の改正司法書士法では、司法書士の使命について、その業務とする「法律事務の専門家として、国民の権利を擁護し、もつて自由かつ公正な社会の形成に寄与すること」が明記されています。国民の権利を擁護するために、司法書士の使命をよく考え、150年を超える歴史の中で培った経験と実践の下、「身近な暮らしの中の法律家」としてこれまで以上に社会的貢献を果たす必要があります。

司法書士を取り巻く社会情勢を概観し、以下のようにまとめました。

(1) はじめに

令和6年1月1日発生した能登半島地震は、最大震度7を計測し能登半島を中心に甚大な被害が発生しました。令和6年4月2日現在、関連死も含めると245人の方が亡くなり数万棟の家屋被害が発生するなどしており令和6年1月11日激甚災害に指定されました。輪島市を代表する観光名所「朝市通り」では大規模火災も発生し、揺れによる土砂災害や家屋倒壊に加えた被害が生じました。物流の大動脈である「のと里山海道」などの幹線道路も各地で寸断され、地域・地形的な面からも救助活動が難航する事態が生じました。また、地震の影響で津波も発生し、珠洲市や能登町、志賀町では計190ヘクタールが浸水、輪島市など半島の西側では海岸が盛り上がり水位が下がる「海岸隆起」がみられました。

今後、相当期間において、日本司法書士会連合会をはじめ、被災した地域の司法書士会や関係機関、全国の司法書士会と連携を取り、被災された方々に必要な支援活動を行う必要があります。

(2) 民法等の一部を改正する法律

令和3年4月21日に「民法等の一部を改正する法律案」及び「相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律案」が可決成立し、同28日に公布されました。所有者不明土地の解消に端を発したこれらの法律ですが、本年4月1日には、所有者不明土地等の発生予防の観点からの「相続登記の申請義務化」が施行されました。この「相続登記の申請義務化」はこれまで任意であった相続登記について、空き家・所有者不明土地問題の解決のために相続登記が義務とされることとなり、市民の方にとって大きな変革といえます。

既に施行されている、所有者不明・管理不全の土地・建物管理制度等の創設を内容とする「財産管理制度の見直し」、長期間経過後の遺産分割の見直しを内容とする「相続制度の見直し」、相続により土地の所有権を取得した者が、法務大臣の承認を受けて、その土地の所有権を国庫に帰属させることができることを内容とした「相続土地国庫帰属制度の創設」も含めて相続に関する法律が近年、大幅に改正されています。土地・建物管理制度、相続土地国庫帰属制度に対しても

対応が必要ですが、その中でも、「相続登記の申請義務化」は、我が国の法制度の中で「登記」における重要な位置を占める我々司法書士が、市民の方に対して広く周知を図り、適切な法的助言、登記の代理申請を積極的に進めていく立場にあると言えます。

（３） 社会のデジタル化

令和３年９月１日のデジタル庁発足以降、デジタル化の動きは加速していると言え、政府においても、令和５年６月デジタル規制改革を基本方針とする「デジタル規制改革の一括推進法」が成立しました。法律の分野でもデジタル法制局により、デジタルで手続きが完結することを前提とした法案提出の検討が進んでいます。令和４年５月１８日には、司法書士が訴状等の提出を行う時は、オンライン提出・受取が義務化された民事訴訟の IT 化に関する大幅な改正が盛り込まれた改正民事訴訟法が成立し、同月２５日公布され、本格施行は公布後４年以内とされています。

また、令和４年１１月に公開された Chat GPT をはじめとする生成 AI の登場は、社会に大きなインパクトを与えました。法律業務の一層の効率化が期待される一方、代替される可能性も十分含まれていると言えます。例えば登記申請書の「作成」に限れば生成 AI が担うことも可能と考えられます。

また、新型コロナウイルス感染症については、令和５年５月８日に感染法上の位置付けは５類感染症に移行し、社会・経済活動の正常化が進みつつあると言えます。しかし、新型コロナウイルス感染症の拡大は、社会生活や経済活動のあり方にも変化をもたらしました。不動産取引、金融機関の手続きなど司法書士が関わる分野において、デジタル化のスピードが加速することに伴い、書面・押印・対面手続きの見直しによる電子署名・電子契約など「非対面」「非接触」によるサービスの拡大が見られ社会構造の変化が起きました。

（４） 経済格差

現在の日本の、人口減少、少子化を伴う超高齢社会といった社会構造的な課題によりデジタル化が進んだとも言えますが、コロナ禍により、デジタル化に代表される産業構造の変化が一層進み、人材の二極化が進み格差社会を助長したとも言われています。現代の日本では生死にかかわるほどの貧困である絶対的貧困ではなくても、国・地域の一般的な生活水準と比べて困窮している状態である相対的貧困率においては、厚生労働省による貧困率の年次推移によると、昭和６０年には１２％だった相対的貧困の割合が、平成３０年には１５．７％に増えています。そして、令和４年度も１５．４％で高止まりしています。これは、賃金が低い傾向にある非正規雇用の増加や少子高齢化や核家族化が進んだ結果、高齢者世代の貧困が進んでいることも原因となっているとのことです。加えて、コロナ禍において実施された実質無利子・無担保のいわゆるゼロゼロ融資の返済が令和５年４月から６月にかけて開始され、既に倒産などの影響が出ているところで、令和６年４月からは二度目の返済開始のピークを迎えました。サービス業を中心に消費は回復しつつありますが、コロナ禍前の水準には達していません。これらから中小企業、特に零細企業では二極化が進み返済の困難な事業者が相当数存在すると考えられ、コロナ禍において減少傾向にあった自己破産の申立件数の増加が懸念されています。

このように社会・経済の複雑化、多様化に伴い、また、社会構造の変化もあるので国民の意識は変化を続けていますので、司法書士もこれらの変化を感じ取り、市民の方の多様なニーズに対応していく必要があります。

（５）人口減少時代

先に述べたように、日本は、少子化をとまなう超高齢社会を迎えています。政府は、２０２４年から出産子育て応援交付金など少子化対策を打ち出していますが、２０２３年の出生数は調査開始以来最少の推計７２万６０００人となり、初めて８０万人を割った２０２２年をさらに下まわり、現状少子化に歯止めがかからない状態となっています。司法書士の志願者数や合格者数をみても、平成２２年をピークに減少傾向にあり、愛知県司法書士会においても会員数は、ここ数年、１３００名前後で推移しており、上げ止まりの状況となっています。また、既存会員の平均年齢も高くなっている状況を踏まえると、司法書士会の会員数も、将来、減少していくことが予測されます。

２．司法書士を取り巻く社会情勢を踏まえた事業計画

これらの司法書士を取り巻く社会情勢を踏まえて愛知県司法書士会の令和６年度の事業計画を以下に述べたいと思います。詳細な事業計画は各部所の事業計画で述べますが、全体的な事業計画の方針としては、各部所及び担当役員並びに事務局の連携の下、以下の視点に立って実行していきます。

（１）災害対応等の危機管理

司法書士を取り巻く社会情勢の、「はじめに」で述べた通り、令和６年１月１日に発生した能登半島地震では甚大な被害が出ています。交通手段が限られるなど、半島という地理的な特徴もあり、同じ能登半島でも同時期に違う対応が必要になると考えます。従いまして現地あるいは近辺の司法書士会、日本司法書士会連合会、全国の司法書士会と連携を取り、被災者の方の支援となる相談活動等を時期、状況に応じて適切に進めます。

危機管理全般についてですが、令和４年度に、正副支部長会で、「危機管理」について議論したところではありますが、南海トラフ地震を始め大規模災害に備えるため、引き続き、情報収集を行うと共に、自治体・団体等との「災害協定」締結を積極的に進めるなど必要に応じた対応に努めるようにします。

また、愛知県司法書士会館について、修繕計画等に基づき管理・運営していますが令和５年に会議終了後、会員の使用中にエレベーターが停止する事象が発生しました。会館の構造上、また、相談等で市民の方が使用することを考慮しますと早急に修繕が必要と考えますので取り組みたいと思います。修理中は会員の皆さまはじめ関係者の皆さまにはご不便をおかけしますが安全面からも早急な対応が必要ですのでよろしくお願い申し上げます。

（２）相談体制を含めた空家・所有者不明土地問題、相続登記促進

令和６年４月１日相続登記申請義務化が施行されたことに伴い、これまでの相続登記申請義務化を中心とする相続に関する広報・事業活動の効果を今後の愛知県司法書士会の活動に反映させるために引き続き相続登記をテーマとした事業に取り組みます。これまで、令和４年度、令和５年度と、全国一斉「遺言・相続・成年後見」相談会、相続登記の義務化をメインテーマとした「相続トークングライブ」、また、例年、各支部も含めて開催している「相続登記はお済ですか月間」に行う相続を中心とした相談会・市民公開講座では、多数の参加者、相談者がありましたので、今年度も、大相続時代の到来や長期相続登記未了問題解消を見据えた事業活動を行います。

特に令和6年4月1日施行された相続登記申請義務化については、司法書士は、市民あるいは自治体の空家等対策部門の担当者等の職員から、相続登記に積極的に取り組んでいる身近な法律家として期待されているところでありますので、この司法書士に対する期待に応えるため、引き続き、総合相談センターを活用すると共に、愛知県司法書士会調停センターでは、相続財産に不動産を含むものについては、相続に関する紛争も扱えますので効果的な活用を進め市民の期待に応えていきます。また、既に施行されている所有者不明・管理不全の土地・建物管理制度あるいは相続土地国庫帰属制度については、司法書士がその制度推進を担うべく、裁判所・法務局や各市町村と連携を取り対応します。

それと同時に、広報面では引き続き、適正・適切な周知を行います。令和5年度と同様、品位保持の面からも過度に危機感をあおる内容は控えるなど、会員の適正な執務・倫理という面に注意をしつつ進めると共に、「相続」は、司法書士界のみでなく様々な業界がビジネスチャンスとして捉えていますので、「相続登記といえば司法書士」と市民の方の認識が広がるよう県内の市町村と空家対策協定の締結等を通じて密接に関連する相続登記についても市町村職員あるいは市民の方に周知・対応するなど積極的に推進したいと考えます。

（３） デジタル化への対応

令和5年度の事業計画で述べましたが、簡易裁判所では、大半が、地方裁判所でも半数以上が第一審通常訴訟事件において、少なくとも一方当事者が本人訴訟となっています。このことから裁判のIT化への対応を検討することと共に、本人訴訟ではオンライン申し立てが義務付けられていないことから当事者のサポートの重要性も考える必要があり、今一度司法書士の裁判業務を見直す取り組みを行いたいと考え、令和5年度は、裁判業務への関与率向上を目指すことを目的に裁判事務についてオープン委員会を実施し実務的な研修を行いました。計画当初一つのテーマを2年で完了する予定を立てましたので今年度も引き続き取り組みたいと思います。

登記制度をはじめとする行政に関するデジタル化への対応、また、Chat GPTをはじめとする生成AIへの対応についてもデジタル化を進める上で商業登記、不動産登記に係る手続きでの司法書士の果たすべき役割を考慮して、政府・日司連からの情報収集に努めるようにします。

（４） 権利擁護活動

先に述べたように、日本は、少子化をとともう超高齢社会を迎えています。また、コロナ禍の影響により社会構造の変化が起こり、いわゆるゼロゼロ融資の返済も開始され、生活困窮者、社会的孤立者が増加しています。誰もが役割と生きがいを持つ社会の醸成という地域共生社会の理念の下、民事法律扶助制度等を活用し、生活再建に向けた法的支援を実施すると共に、自死対策、セクシュアルマイノリティの方への支援等これまでの取り組みをさらに進めていきます。

また、超高齢社会の到来は、成年後見制度の充実も必要とします。高齢者などの権利擁護の体制作りのため、弁護士会・社会福祉士会等と協力しながら各市町村と連携をして成年後見制度利用促進計画で示された地域連携ネットワーク及び中核機関への参画を進めます。それと共に遺産承継業務や福祉型信託を始めとする民事信託等の財産管理業務の研究を進め、市民に様々な選択ができるよう取り組みたいと考えます。

さらに超高齢社会の下では、コロナ禍の影響も加わり、地域経済を支える中小・零細企業の活動にも影響を及ぼし、事業承継の問題がクローズアップされています。今までも司法書士は商業

登記を通して、会社法務を支えてきましたが、このような問題にもさらに対応できるよう司法書士会として、企業サポートの研究、啓発をしていきます。

（５）人口減少時代における司法書士会の財政組織の検討

先ほど述べましたように、日本では少子超高齢社会が進んでおり、政府の少子化対策が急速に進まない限り、今後、人口が減少していくことは避けられないと考えられ、こうした状況は司法書士界にも影響を及ぼすこととなります。

こうしたことから、会員数も減少していくことを前提にした組織や財政等についての検討が必要であると考えます。組織運営については、令和５年度は、新入会員を中心として司法書士業務の検討をはじめとした会員間のコミュニケーションを図る「令和会」を立ち上げました。今年度も引き続き新入会員の参加を募り令和会を運営すると共に、新入会員以外のいわゆる中堅・ベテラン会員については、引き続き親睦事業を中心に会員間のコミュニケーションを図りたいと思います。

また、今後の会務運営の為に、会務に関するこれまでの資料の整理、収集に努めます。

経理事務については、昨今の日本司法書士会連合会あるいは他の単位会の状況を見据えて、日当の支払い方法など愛知県司法書士会の現状課題について検討及び改善を進めていきます。

（６）（１）から（５）をうけて

令和６年度の事業方針の全体を、２（１）から（５）で述べましたが、これらを実施、あるいは会員の皆さまにフィードバックするために今年度までと同様、研修事業を実施します。司法書士を取り巻く社会情勢が一層複雑化している現在、研修事業は欠くことのできないものと考えています。

そして常に支部との連絡・調整に努め、今よりさらに愛知県司法書士会全体での会務運営に努めていきます。

以上、今年度の基本方針をお示ししました。執行にあたっては、司法書士関係諸団体と連携、協調しながら進めて参ります。

また、会員、役員、事務局職員の安全に配慮しながら一生懸命会務に取り組んで参ります。

会員の皆さまにおかれましても一層のご理解とご協力をお願いいたします。

令和6年度 総務部事業計画

1. 司法書士行為規範

司法書士に対する社会の期待と信頼に応えるため、懲戒処分事例を踏まえた非違行為の防止策を検討し、会員への情報提供と研修所などと連携しながら、司法書士行為規範の周知を徹底するとともに、会員の適正な執務を確保するための指導、連絡を行います。

2. 苦情、綱紀事案、紛議調停の対応

市民から会員に対する苦情等に対して、「市民対応窓口」を活用し、迅速な処理をします。

注意勧告小理事会、量定意見小理事会と綱紀調査委員会が、適正・円滑に運営されるようにします。

紛議調停制度が、会員とその依頼者等のトラブルについて、個別の実情に即した解決が図れるようにします。

3. 非司法書士対策

非司法書士活動に対しては、厳正に対処します。

司法書士法施行規則第41条の2に基づく法務局からの委嘱による登記事件に係わる司法書士法等違反に関する調査を、各支部の協力を得ながら実施します。

非司法書士による司法書士法違反の調査を行います。

4. 情報公開

会員用ホームページ、メール速報、会報等を通して、会員に必要な情報を適正・迅速に公開します。

5. 危機管理の対応

安否確認一斉通報サービスを利用するなどした災害時等の危機管理体制の確認、対応をします。

リスクマネジメントの一環として、クライシス・コミュニケーション（緊急時広報）への対応を図ります。

会務システムのバックアップ体制の構築を図ります。

6. 福利厚生

ソフトボール大会等、会員の福利厚生、連帯感醸成のための事業を実施します。

7. 事務局環境の改善

事務局の円滑な運営と一層の事務の適正・効率化を図ります。

8. 各委員会の運営

所管する各委員会の事業が適正に行われるように運営します。

- ・ 非司法書士排除委員会
- ・ 事故処理委員会
- ・ 新人研修奨学基金委員会
- ・ 紛議調停委員会
- ・ 執務問題検討委員会
- ・ 情報公開委員会
- ・ 綱紀調査委員会
- ・ 登録調査委員会
- ・ 新入会員養成委員会

令和6年度 経理部事業計画

1. 会計処理を適正に行い、一般会計及び特別会計（会館特別会計、新人研修奨学基金特別会計）の決算書類を作成します。
2. 予算を適切に管理・執行し、備品の管理を適切に行い、健全な財政基盤を維持します。
3. 適切に予算を管理できるよう会計情報を各部所等に適時に提供していきます。
4. 各支部の経理について情報共有を図り、支部交付金の見直しについて、検討をしていきます。
5. 令和7年度の予算書（案）を作成します。
6. 会館管理運営委員会にて、愛知県司法書士会館の維持・管理・修繕をします。

令和6年度 企画部事業計画

1. 法改正及び社会のニーズに対応する

企画部は、司法書士業務に関する調査・研究活動を行う愛知県司法書士会のシンクタンクです。

令和6年度の企画部は、登記、裁判といった従来業務に加えて、財産管理、司法書士による企業サポート等に関する業務の研究を継続します。

所有者不明土地の解消に向けた民事基本法制の見直し（民法・不動産登記法等一部改正法・相続土地国庫帰属法）により、相続によって承継した土地所有権の国庫帰属制度、所有者不明土地管理人に代表される各種の財産管理人制度等に加えて、令和6年4月1日から相続登記の申請の義務化が始まります。これらの改正は司法書士業務に直接的な影響があり、国民生活に与える影響も大きく、司法書士として、その内容に精通していることが求められます。また、民事裁判事務については、民事訴訟法等の一部を改正する法律（令和4年5月成立）が今後段階的に施行され、司法書士が訴訟代理人となる場合、訴状はオンラインによる提出が義務化されます。訴訟代理人に委任をしない当事者のオンラインの利用は任意の選択ですが、IT機器を利用することで、迅速かつ充実した裁判を実現することが可能となることから、国民の利便性向上について、司法書士には本人へのサポートが求められます。民事裁判事務については、国民の権利擁護に寄与するために、会をあげて積極的に取り組む体制を整えなければなりません。そこで、日司連事業の利用や愛知県司法書士会の各部との連携を通じて民事裁判事務の促進を図り、委員会活動や研修等を通じて、会員に向けて法改正の周知を図ります。

2. 調査・研究活動等

（1）登記業務に関する研究（不動産登記、商業登記共通）

従来からの登記手続きについての調査・研究は継続しつつ、民法・不動産登記法及びこれらに関連する法律改正に関する研究も必要です。

以上に対応していくために、下記の事業を行います。

- ①登記に関する実務上の問題の集約、研究、会員への情報提供
- ②登記に関する実体法、手続法に対する改正対応及び会員への情報提供
- ③登記に関する実務上の諸問題について、名古屋法務局との協議会（法司研究会を含む）の開催及びそれに関する資料の取りまとめ
- ④相続登記の推進、空き家・所在者不明土地問題等から生じる登記手続きに関する研究

（2）裁判事務に関する研究

司法書士は、簡易裁判所の事物管轄における代理業務だけではなく、裁判所提出書類の作成も行う専門家です。そして、その専門的知見に基づいて身近な暮らしの中の法律家として、民事・家事を問わず市民の暮らしの中に起こる法的紛争に対応することが求められます。民事裁判事務に関しては、IT化についての情報収集及び司法書士の民事裁判事務への取組みを増やすことが求められます。また、家事事件については、相続登記等の申請の義務化により、市民の関心が相続手続きに向けられていますので、法改正の対応、司法書士が書類作成で関与する家事調停事件の研究等も必

要です。

以上に対応していくために、下記の事業を行います。

①民事及び家事事件に関する実務上の問題の集約、研究、会員への情報提供

②裁判事務に関連する法改正対応及び会員への情報提供

③司法書士の民事裁判事務受託促進

④裁判所、弁護士、学者との情報交換

⑤社会事業部との情報交換・情報共有

⑥多重債務相談会

⑦高齢者等権利擁護対策部を通しての公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート愛知支部との情報交換・情報共有

(3) 財産管理業務に関する研究

司法書士の業務は、今や登記・裁判手続に限りません。遺産承継、死後事務委任契約等の財産管理業務について、市民の関心が高まり、これらに対応することも司法書士業務となっています。これらいずれの業務も、これまでの司法書士の専門的知見に基づいて業務を行い、積み上げてきたことが市民に評価された結果です。今後、更に登記や裁判と同じように全ての司法書士がこれらの財産管理業務について取り組むよう、実務上の課題、社会的・倫理的意義も明らかにし、有効な活用方法を提案できるように研究を継続します。

(4) 商業・法人登記業務及び企業に対する支援業務の研究

司法書士は、商業・法人登記、会社法、その他法人に関する知識を持ち、従来から企業に対してアドバイスを行っています。多くの司法書士が関与する機会の多い中小企業は、社長である代表者一人が株式を所有している場合のほか、家族や親族、古くからの社員、友人などの複数人で株式を所有していたり、把握できていないような場合も存在しています。株式会社においては、一定数の株式（議決権）を確保し、分散している株式を集約することで、会社の重要事項を決定し、会社の円滑な運営や意思決定を可能とすることができ、また、事業承継やM&Aの際にも、株式を集約していることは重要になることから、これらについて研究をします。

その他、特に事業承継については国をあげて対応する方針にあり、司法書士は事業承継に対応する専門家として位置づけられています。

このようなニーズに応えていくために、登記手続、その他周辺業務を含めた研究活動を行います。

(5) 研究結果について

各委員会の研究結果は、研修又は会員専用ホームページ内に掲載して、広く会員へ周知するとともに、支部からの講師派遣の要請があれば対応します。また、研究を行った効果を相談会の実施などで反映するよう司法書士会内の部所と連携します。

(6) 法改正への対応

今後生じる法改正について情報収集を行い、会員への情報提供に努めます。また、関係各所との協議も積極的に行い、市民の権利の擁護に資する活動を行います。

3. その他

(1) 各委員会の運営方針

企画部に属する委員は、各担当分野において深く研究する専門家であるとの自覚の下に、会員向けの研修会講師派遣等による情報提供だけでなく、セミナー、相談会などを実施し、市民に対しても積極的に情報提供し、司法書士の存在意義を高めることに寄与するように努めます。

企画部会、各委員会の会議については、新型コロナウイルス感染症拡大防止、委員の会議への参加の負担軽減、会議の効率化等の観点から、Web会議を取り入れます。

(2) 事業計画案について

他の部所と連携をはかり、重点事業として定めた事業が各部所の実施する具体的事業へ反映され、本会が策定する事業計画案が総合的かつ一体的なものとなるように努めます。

(3) 図書室の整備

企画部内の各委員会でテキストとして使用する書籍を図書室にも設置するとともに、従前からの主要図書の調達、整備を引き続き行い、より一層の蔵書の充実を図ります。

(4) 情報の提供方法の検討

会員が業務上必要となる法改正に関する情報について、研修会、メーリングリスト、会員専用ホームページなどで発信します。

令和6年度 広報部事業計画

これまで「司法書士制度広報」及び「事業広報」並びに「会報の発行」を中心として活動を行ってまいりました。今年度もこれらの活動を中心とし、目まぐるしく変化する状況を見据え臨機応変に活動をしてまいります。

昨年度は相続登記の申請義務化や相続土地国庫帰属制度が開始され、これをきっかけの一つとして市民の司法書士へのアクセスが増えていると思います。これらは当会や法務局の広報活動の一定の成果であると考えていますが、市民への満足な周知にはまだまだ足りていないと感じています。

登記制度を支えてきた我々の責務として引き続き広報活動を行うこと、そして市民の方々の迷いや悩みに対応すべく活動を行ってまいります。

また、司法書士制度が150年を超え新たな司法書士制度の歴史を刻みつつあるところ、司法書士の仕事に魅力を感じ資格取得を目指す方々、特に若年層の減少は懸念しなければならないと考えております。司法書士制度がこの先存続していくためには我々の仕事の魅力や価値を市民に幅広く伝え知っていただき資格取得を目指すきっかけとし、次世代へと確実に繋げていく活動が求められていると考えます。まずは我々を知ってもらう・身近に感じてもらうことに重きを置いた活動を行ってまいります。

様々な広報媒体が存在し、情報が溢れた社会となっています。このような中で我々が訴求したい市民に確実に届けられるよう様々な媒体を駆使した広報を行っていかねばなりません。固定観念にとらわれず、これまで利用していなかったSNSでの発信等様々な手法を駆使して司法書士及び司法書士会の存在を広く市民に認知していただけるよう努めてまいります。

1. 相続登記に関連する広報活動

相続登記申請義務化及び相続土地国庫帰属制度が開始したものの、まだまだ市民の認知度は十分ではないと感じております。前年度に引き続き「相続手続き＝司法書士」という認識を持っていただけよう広報活動を展開してまいります。

2. 大学生等次世代への広報活動

司法書士制度維持及び発展のため、資格取得を目指すきっかけとなるよう、近隣の各大学と連携し、学生たちに司法書士業務の魅力を伝える広報活動を行ってまいります。同時に、契約トラブル等消費者被害に巻き込まれてしまう学生が少なからず存在することも考えられるため、司法書士がこのような若年者層の相談の受け皿でもあることをも広報してまいります。また、大学生だけでなく広く市民の方々にも司法書士の魅力を伝える広報活動についても検討及び実践してまいります。

3. マスメディア関係者へのアプローチ

司法書士会が行う様々な事業について、時宜に合った情報発信を行うことにより、より効果的な広報とするためマスメディア関係者へのアプローチを図ってまいります。相続登記申請義務化及び

司法書士会が行う様々な事業について、時宜に適った情報発信を行うことにより、より効果的な広報とするためマスメディア関係者へのアプローチを図ってまいります。相続登記申請義務化及び相続土地国庫帰属制度が開始した後の運用状況についてマスコミの関心も高いと考えます。これを機に司法書士の存在意義を改めて伝える場とすべく活動してまいります。

4. 他士業・他団体との連携

名古屋自由業団体連絡協議会の活動を通じて他士業との交流を深め、資格業ガイダンスや相談会等の既存事業だけでなく、新たに連携して展開できる事業の創出に努めてまいります。また、法務局や名古屋商工会議所等の他団体とも引き続き連携して事業を展開してまいります。

5. 委員会活動

会報編集委員会

会員に向けて業務に資するための情報提供及び司法書士会の事業報告を行うため「会報愛知」の企画、編集、発行を行います。

内容につきましては、会員の実務に役立つ情報をタイムリーに提供できるよう検討を重ね、会員相互に、また、会員と司法書士会がより繋がる会報作りに努めてまいります。

ホームページ運営委員会

マスメディア等を活用した広報活動とホームページとの連動の強化や双方に広報効果が上がるようなホームページの活用方法について検討を重ね、司法書士制度や司法書士会の活動が市民により伝わるよう情報発信に努めてまいります。また相続情報に特化したサイト「相続のカタチ」が立ち上げから3年が経過し、順調にアクセス数が伸びてきておりますが、相続登記申請義務化開始により更に需要が高まっていると考えますので、これに耐えられよう記事の充実化を図っていきます。

広報実践委員会

司法書士が行う事業等について周知を図るためのチラシやポスター、パンフレット等の製作物について企画、製作を行います。また、昨年度は公式キャラクターについて他県会の意見を聞きながらその広報効果について検討してまいりました。若者への認知度アップへの貢献だけでなく、年配の方にも親しみを感じて司法書士をより身近に感じていただけるものと考えております。今年度は会員の皆さんの意見を聴取しながら愛知県司法書士会の公式キャラクターの作成に取り組み、会員の皆さんの広報ツールとしても役立てていただけるよう活動してまいります。

令和6年度 社会事業部事業計画

テーマ「寄り添う」

「身近な暮らしの中の法律家」としてひとりひとりの市民に寄り添う活動をしていきたいと考えます。

1. 相談体制の充実

(1) 相続登記申請義務化による相談ニーズへの対応

令和6年4月1日に相続登記の申請義務化がはじまりました。一定期間内に手続きをしなければ過料が科されることもあり、相談ニーズは一層高まると考えられます。この相談ニーズに対し、相談員の数及び資質向上を図り、総合相談センターを中心に適切に対応していくとともに、法務局内における司法書士による登記相談を実施することにより、市民に対して適切な法的サービスを提供し、相続登記の促進につなげていきます。

また、不動産の相続に関する紛争を含む相談事案については、調停センターを活用することにより司法書士による相談から紛争解決までをシームレスにつなげることが可能になることから、オンライン調停の実施をはじめとした同センターのアクセシビリティ向上に向けた取り組みを行います。

(2) 社会の変化に対応した相談体制の構築

新型コロナウイルス感染症の蔓延を契機に「対面」を前提としていたコミュニケーションに変化が見られ、「非対面」「非接触」型のコミュニケーションツールが一気に発展しました。令和5年度に初めて実施したSNSを利用した相談会の結果を検証し、社会変化に応じた相談体制を構築し市民の法的アクセスの充実を図ります。

(3) 大規模災害に対する相談対応

東海地方は南海トラフ地震の発生が危惧されています。県内市町と大規模災害発生時の対応について積極的に協定を締結するとともに、相談に対応できる会員を研修等を通じて要請し、相談に迅速に対応できるように体制を整えていきます。

2. 人権擁護

(1) マイノリティの権利擁護

私たちの生活する社会の中には、マイノリティとして社会から十分な理解を得られずに苦しい思いをしてきた人たちがいます。しかし、様々な価値観を共有する多様性社会であるいま、すべての人は個人として尊重されなければなりません。権利擁護を使命とする司法書士として、当事者に寄り添い、その人が抱える問題解決に向けて活動します。

(2) 子どもの権利擁護

厚生労働省の国民生活基礎調査によると子どもの相対的貧困率は、2021年に11.5%と3年前と比べ改善したものの、ひとり親世帯では44.5%となります。子どもの貧困は、貧困の連鎖を生み出す原因のひとつです。この問題の解決策のひとつとしてあるのが養育費です。子どもの生活を守るための養育費の問題に取り組めます。

3. 法教育

(1) 法教育事業の推進

社会の多様化、複雑化が急速に進んでいます。さまざまな価値観や意見を持った人たちのことを承認し、尊重しながら、ともに協力して生きていくことのできる社会の実現のためには、自らが主体的に考え、判断し、行動する力を身につける必要があります。そのきっかけとなるよう小学生を対象に親子法律教室を開催し、基礎的な法的リテラシーの養成につとめます。

(2) 連携強化

法教育に携わる関係機関と積極的に連携をはかり、情報交換・意見交換を行い、法教育事業のより一層の充実のための研究を行います。

4. 多重債務・消費者問題

(1) 多重債務問題への取り組み

新型コロナウイルス感染症の、いわゆる感染症法上の位置づけが5類感染症に移行し1年になる。消費活動は活発になったものの、長引く物価高騰、増えない可処分所得などにより、生活再建を図ることができず、生活困窮に陥り多重債務を抱えてしまう人々もでてきています。そのような人たちに寄り添い生活再建に携わるために、総合相談センターにとどまらず他部所と連携した臨時相談会の開催、関連する団体・機関との連携につとめます。

(2) ギャンブル依存症問題への取り組み

近年、パチンコや競馬などの公営ギャンブルに対する規制緩和が進み、ギャンブルが簡単にできる環境になり、厚生労働省の2021年の調査によると、日本におけるギャンブル依存症が疑われる人の人数は196万人と推計されています。ギャンブル依存症は、借金、家族関係の問題、仕事の問題など、様々な問題を引き起こし、自死のリスクを高める可能性があります。そこで、ギャンブル依存症に関する専門的な知識を持った相談員の養成し多重債務問題に対する法的支援を提供することにとどまらず、支援団体・医療機関との連携を図ります。

(3) 消費者問題への取り組み

独立行政法人国民生活センターによると、2022年度に消費生活センターに寄せられた消費生活相談は、2021年度と比べ約5万件増加し89.6万件となっています。また、令和6年（2024年）能登半島地震の被災地では、被災者を対象とした詐欺や悪徳商法などの消費者トラブルが多数発生しています。消費者トラブルは業者側と消費者側の情報力の

格差により生じやすいと考えられます。そこで、特に若年層を対象に、予防法務を目的として情報提供を実施します。

最新の消費者トラブルを研究し、研修や出張講座を通じて会員及び市民に情報提供をし、消費者トラブルの防止及び被害者の救済につとめます。

また、貸借トラブルについて重点的に研究し、研修及び相談会を実施します。

令和6年度 研修所事業計画

1. 組織・運営

研修所の組織を「会員研修」「新人研修」の区分に応じて分掌し、機動的かつ効率的な運営を図るとともに、継続的でより充実した研修制度の確立を目指します。

2. 会員研修

(1) 単位制研修

① 研修の企画及び開催

会員を対象として、司法書士業務に関連する研修会や法改正等に対応する研修会を、8回程度を目途に企画及び開催します。

研修の内容においては、不動産登記・商業登記・裁判事務・財産管理・会社法務等の既存業務分野を中心に、執務・職業倫理・司法書士制度にかかる事項にも配慮して企画します。

特に本年度は、本年4月1日より、相続登記の義務化その他司法書士実務に影響の大きい法改正が施行されておりますことから、研修所としましては、会員の皆様が最新情報を提供する機会の提供と知識の浸透を図ってまいります。

また、連合会主催の研修会についても、インターネット配信による受信会場として運営可能な研修会等について積極的な開催を図ります。

形式的には集合研修及びウェビナー配信の併用を基本としますが、より自発性・積極性を促すとされるグループ研修をはじめとする各種研修形式について引き続きその有用性について検討を重ね、適宜実施します。

研修の企画及び開催においては、本会他部門、各支部及び各種研修機関等との連携を踏まえるとともに、研修会情報・記録の収集、管理、運用及び提供を行います。

② 研修会場の混雑緩和及び研修受講機会の確保

今年度も、本会会場の混雑緩和及び遠方会員の負担軽減を目的として、ウェビナー受信による各支部任意の集合会場設置を促進する方向で運営します。

そして、収録可能な研修会については、講義内容の収録DVDを各支部事務所に送付し支部研修等での利便を図るとともに、会員への貸出しや、本会ホームページでの視聴等、研修会への参加以外にも受講方法があることについて引き続き周知を行います。同様に、日司連研修総合ポータルサイトにおける研修ライブラリやeラーニングについても、周知を行います。

また、研修受付ボランティアスタッフを募集し、研修会場での受付や休憩時間中の換気作業などを会場運営のお手伝い頂き、会員の皆様に快適に研修受講をして頂けるよう努めてまいります。

③ 研修単位の管理及び指導等の事後対応の管理

司法書士法における使命規定の創設、日司連会則等における研修単位に関する取扱い変更など、単位制研修を取り巻く状況は大きく変化しています。また、令和元年度からは日司連より「単位制研修単位未取得者に対する指導要領」として指針が定められ施行されております。当研修所では、単位制研修制度をより実効性のあるものとするため、各会員の自発的な研修

受講を促すとともに、取得単位数の通知や制度の周知を行うなど、すべての会員が所定の単位数を取得するよう努めます。また、他団体が実施する研修会については単位（乙類単位）の認定作業を行うとともに、取得単位の管理及び未取得者への指導等の事後対応の管理を行います。

（２）新入会員オリエンテーション

新規の司法書士登録者を対象に、執務に関する基本姿勢の確認を目的としたオリエンテーションを、総務部その他各部署と協働し、年２回程度開催します。

（３）年次制研修

令和６年度の年次制研修対象者の皆様には、原則として会場受講方式にてディスカッション研修に参加していただくこととなります。対象者の会員の皆様が滞りなく参加できるよう、会場設営や案内を含めその運営を担います。

また、今年度より、会場での受講方式に加えまして、WEB上での受講方式につきましても、試験的に１日程程度開催する予定です。

（４）実践ゼミナール

今年度も概ね登録後年数の若い会員を対象として「実践ゼミナール」を開催します。このゼミナールでは、不動産売買の決済業務・相続登記・会社設立・役員変更登記など司法書士業務の中でも基本的業務について、チューターの経験豊富な先輩司法書士と一緒に、業務を行っていくうえでの実務上の細かな注意点やノウハウについてざくばらんな意見交換や議論を交わし、このディスカッションを通じて世代を超えた先輩司法書士や若手同士のネットワーク構築の場を提供することを目的としています。今年度は年２回程度の開催を予定しています。

３．新人研修

（１）配属研修

実地形式と集合形式の複合による配属研修を実施します。

実地形式による配属研修は、司法書士事務所の現場に配属され、実際の事件がどのように処理されていくかを学ぶための研修です。単に業務処理の知識や経験の習得に留まらず、司法書士としてあるべき執務姿勢や職業倫理等、幅広く理解を深めることを目的とします。将来の司法書士制度を担う人財の育成に直結する研修であり、司法書士試験合格者全員が受講できるようガイダンス時の説明等を通じて働き掛けていきます。

また、実地形式による配属研修をより充実したものとするため、これに先立って集合形式による配属研修を実施します。執務現場における基礎知識のほか、マナーや職業倫理等の基本的な事項を習得させ、実地指導員の負担軽減を図るとともに、実地における研修の効率化を図ります。

（２）配属フォロー研修

司法書士試験合格者にとって一連の新人研修の最終段階において、配属フォロー研修を実施します。知識や執務姿勢の再確認とともに、各人が司法書士制度を担う主体であることについて認識の定着を図ります。